

第6回麻しん対策推進会議(平成22年11月1日)

○麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、学校教育の一環として海外へ修学旅行又は研修等に行く高校2年生を第4期の麻しんの定期接種の対象者とするについて議論。

(参考)

修学旅行生が麻しん排除国に麻しんを持ち込むことで国際問題に繋がりがねないこと等から、総務省より海外に修学旅行に行く高校2年生を定期接種の対象に含め、柔軟な実施を可能とする方法について検討頂きたいとの要請があったところ。

平成23年度に限り、高校3年生相当の年齢の者に加え、高校2年生相当の年齢の者についても、麻しんの予防接種を第4期の定期接種として接種できることとするとの結論。

予防接種法施行令の改正

麻しん対策推進会議での議論を受け、以下の方針での実施を検討

○高校2年生のうち、学校教育の一環として海外へ修学旅行又は研修等に行く者を対象に定期接種ができることを関係機関を通じて周知する。

○実施主体である市町村のこれまでの接種計画等を踏まえ、第4期の積極的勧奨は、従来通り高校3年生相当の年齢で実施。

○現行の接種体制がMRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)を使用している実態を踏まえ、風しんの対象年齢についても同時に施行令を改正することとする。

(参考)麻しん・風しんの予防接種

対象者: 第1期(生後12月から24月に至るまでの間にあるもの)

第2期(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から始期に達する日までの間にある者)

第3期(13歳となる日の属する年度にある者)

第4期(18歳となる日の属する年度にある者)

} 平成20年度から5年間の時限措置